

後期高齢者医療制度

平成20年4月から

75歳以上
の方の

高齢者の新しい 医療保険制度

がはじまります。



現在75歳以上の方は、国民健康保険などの各健康保険制度に加入しつつ老人保健制度で医療を受けています。

平成20年4月からは、75歳以上のすべての方が現在加入している健康保険を脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

後期高齢者医療制度って？

75歳以上の高齢者を対象とした、
新しい独立した医療保険制度です。

制度創設の目的

- 高齢化の進展により、高齢者の医療費が増えています。
- 医療保険制度を維持するために、各世代を通じて公平で、社会全体で支えあう、わかりやすい制度にすることを目的としています。
- 県単位で運営することで安定した制度とします。

後期高齢者医療制度のポイント！



対象者は

75歳以上の方が対象となります。
(一定以上の障がいのある人は65歳以上)

現行どおり

窓口での負担割合は

医療費の自己負担割合は、「一般の方が1割」、
「現役並み所得者が3割」です。

現行どおり

保険料は

原則として年金から天引きします。

- 国民健康保険税の保険料負担はなくなり、後期高齢者医療保険料を支払うことになります。
- 今まで自分で保険料を払っていなかった各社会保険の被扶養者の方も、新たに保険料を支払うことになります。保険料の徴収は、お住まいの市町が行います。

新規

制度の運営は

「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が行います。

新規

各申請受付・届け出は

受付等の窓口業務はお住まいの市町が行います。

現行どおり

● お問い合わせは

くらし部 健康課 国保年金係
佐賀県後期高齢者医療広域連合



23-9135

☎0952-64-8476まで

URL <http://www.saga-kouiki.jp/>

後期高齢者医療制度

よくある質問

Q&A

Q1 後期高齢者医療制度に加入するのはいつからですか？

A1 現在、老人保健に加入されている方は、平成20年4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の加入者となります。平成20年4月以降に75歳になられる方は、その誕生日から自動的に加入することになります。

- 75歳になったとき(誕生日当日から)
- 65歳以上の人が一定以上の障がいの認定を受けたとき

Q2 後期高齢者医療制度の保険証はいつ頃届きますか？

A2 平成20年4月1日現在で既に75歳以上の方につきましては、平成20年3月中に送付されます。

Q3 医療機関への受診方法は変わりますか？

A3 現在、老人保健制度で医療を受ける場合は、医療機関の窓口には保険証と老人保健法医療受給者証と一緒に提示して受診をしていますが、後期高齢者医療制度では保険証のみを提示して受診することになります。



Q4 保険料はどのようになりますか？

A4 保険料は個人単位で計算され、一人ひとりが納付していただくこととなります。保険料は、被保険者均等割額と所得割額の合計額です。

均等割額/47,400円 所得割率/8.8%

※所得に応じ、7割、5割、2割の軽減措置があります。

Q5 平成20年4月から私たちの保険はどうなりますか？

- [例1] A(夫)さん77歳、B(妻)さん70歳で、現在国民健康保険に加入している場合
 [例2] Cさん75歳で、現在息子の社会保険の被扶養者の場合
 [例3] D(夫)さん78歳、E(妻)さん68歳で、現在Dさんは社会保険の被保険者で、EさんはDさんの被扶養者の場合

A5 75歳以上の方は、現在加入している保険や扶養関係を問わず、後期高齢者医療制度に加入となります。また、[例3]のように現在社会保険の夫が後期高齢者医療制度に加入した場合、妻は社会保険の被扶養者ではなくなり、国民健康保険に加入することになります。

【現在】

【平成20年4月～】

